

都市計画マスタープランの見直しについて (報告)

令和3年度 第1回東大阪市都市計画審議会
令和3年11月26日(金)

次 第

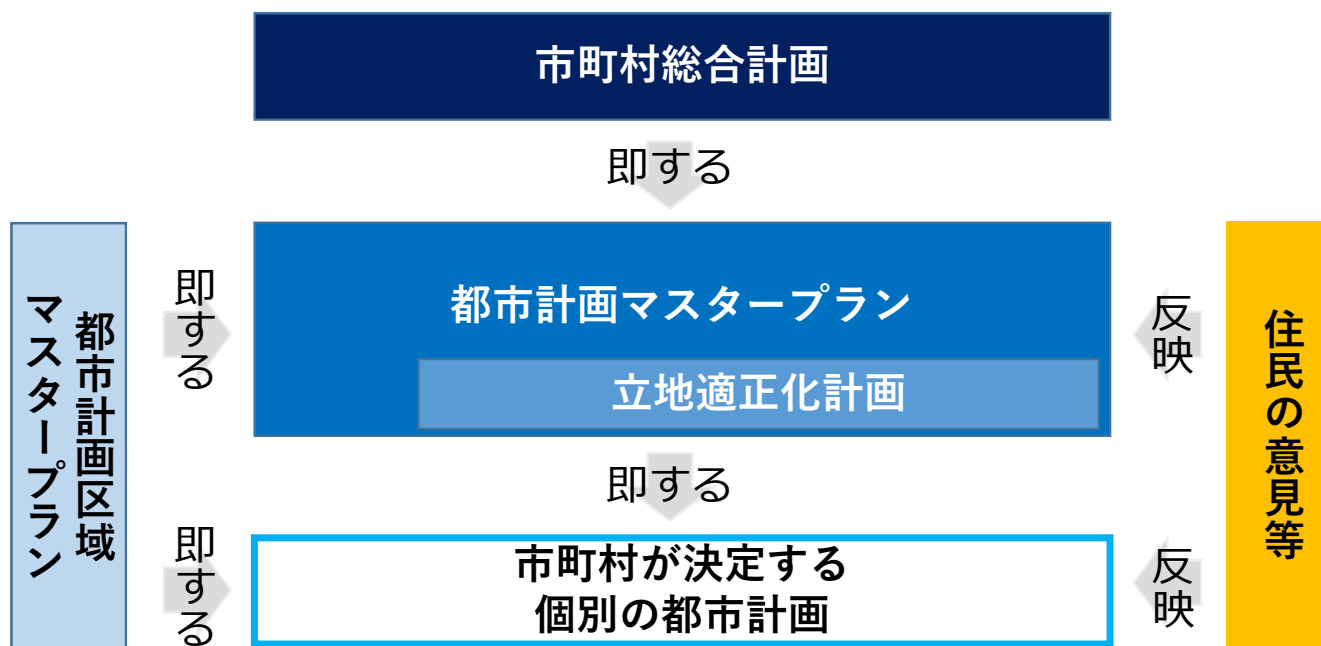
1. 都市計画マスタープランについて
2. 本市のまちづくり(都市計画)に関わる主な取組み
3. 中間見直しの必要性について
4. 都市計画を取り巻く環境の変化
5. 見直しの視点
6. 今後のスケジュール

1. 都市計画マスタープランについて

■ 都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

市町村が定める「総合計画」の将来都市像を都市計画の分野で実現しようとするもので、市町村がすすめる都市づくりの総合的な指針のことです。



1. 都市計画マスタープランについて

■本市の都市計画マスタープラン

現在の都市計画マスタープランは2013(H25)年3月に改定され、目標年次を2030(R12)年に設定し、中長期的な将来像を示しています。

●都市づくりの基本目標

歴史と文化を活かした「住み、働き、学び、憩い、楽しむ」環境の調和

●都市づくりの基本方針

■都市の骨格をつくる

- ①都市間や地域間のむすびつきを強め、人・モノ・情報の交流をさかんにします
- ②水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

■生活の場と生産の場を整える

- ③いきいきと暮せる安全で快適な生活の場と創造性あふれる活力ある生産の場を形成します

■協働により都市づくりを推進する

- ④将来の都市のカタチを市民みんなでえがき、得意の分野で持てる力をだしあって実現します

都市計画マスタープランに基づいて、個別の都市計画（用途地域、道路、公園、下水道など）やまちづくりの検討を進めてきました。

2. 本市のまちづくり(都市計画)に関わる主な取組み

●都市づくりの基本方針

【方針①】 都市間や地域間のむすびつきを強め、人・モノ・情報の交流をさかんにします

- ・連続立体交差事業（近鉄奈良線高架化完了）（2014年）【幹線道路の渋滞緩和】
- ・東大阪市立地適正化計画の策定（2019年）【コンパクトシティの推進】
- ・大阪モノレール南伸事業の都市計画決定（2019年）【南北交通の強化】
- ・大阪瓢箪山線、大阪枚岡線、小阪稲田線などの整備【幹線道路・駅前広場の整備】 など

【方針②】 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

- ・花園中央公園、布施公園などの整備【水・緑の拠点整備】 など

【方針③】 いきいきと暮せる安全で快適な生活の場と創造性あふれる活力ある生産の場を形成します

- ・住工共生まちづくり条例の制定（2013年）【住工調和】
- ・準防火地域の指定拡大（2016年）【防災】
- ・特別用途地区（工業保全型）の決定（2017年）【工業地の保全】
- ・東大阪市立地適正化計画の策定（2019年）【住工の緩やかな分離】 など

【方針④】 将来の都市のカタチを市民みんなでえがき、得意の分野で持てる力をだしあって実現します

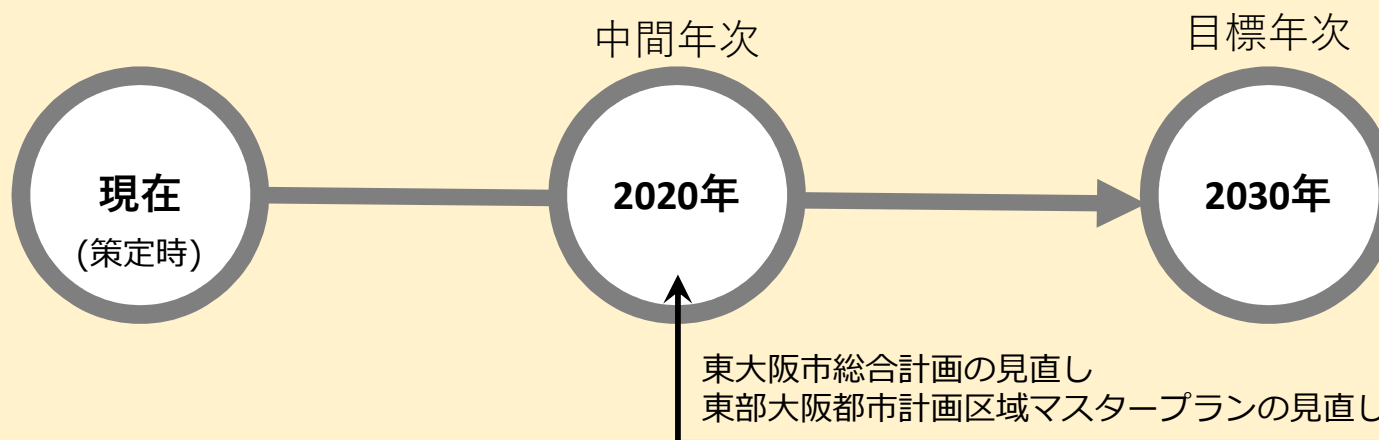
- ・御厨南二丁目地区地区計画の策定（2016年）【市民協働のまちづくり】
- ・高井田中一丁目地区地区計画の策定（2017年）【市民協働のまちづくり】 など

3. 中間見直しの必要性について

■ 中間見直しを行う理由

上位計画である本市総合計画、東部大阪都市計画区域マスタープランの見直しや、都市づくりの方向性を見直さなければならない法改正など、都市計画を取り巻く環境の変化が生じた場合に対応できるように、現在の都市計画マスタープランでは、2020(R2)年を中間見直しの年次に位置付けています。

(参考)現在の都市計画マスタープランでの記載



4. 都市計画を取り巻く環境の変化

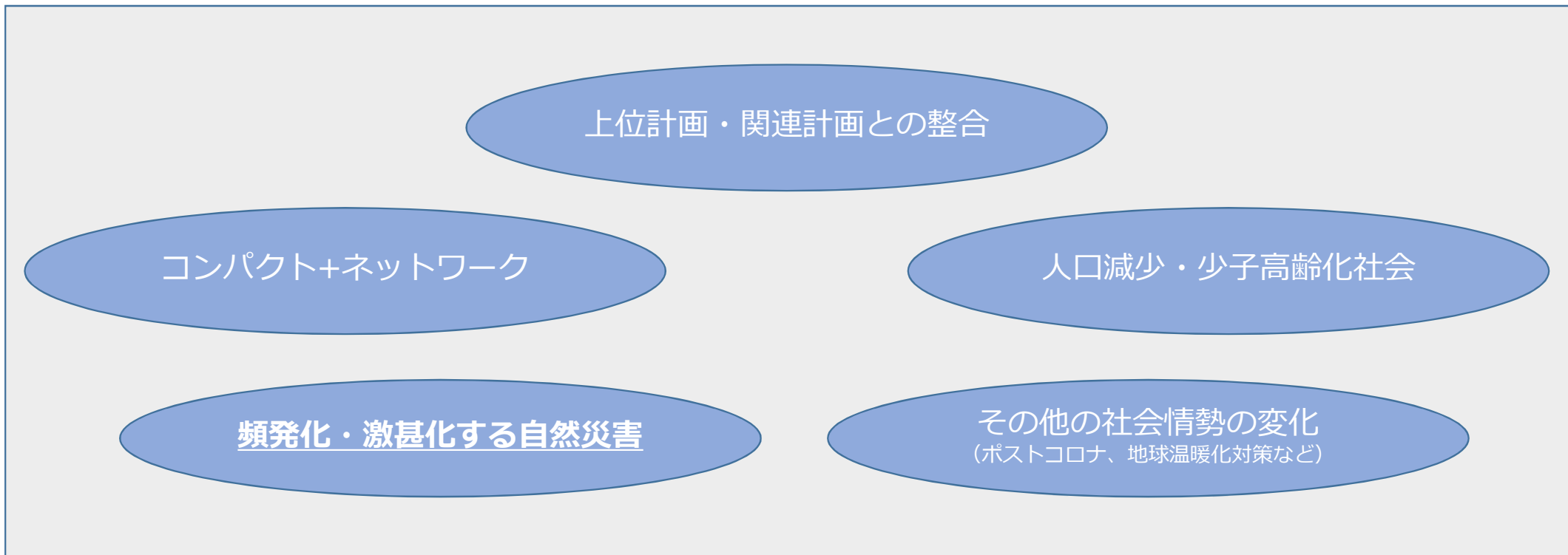
■【上位計画等】

- 2016(H28)年 ・大阪府における都市計画のあり方（大阪府都市計画審議会答申）
- 2020(R2)年 ・東大阪市第三次総合計画 策定
将来都市像「つくる・つながる・ひびきあう ー感動創造都市 東大阪ー」
- ・東部大阪都市計画区域マスタープラン 改定

■【社会情勢の変化（法改正）】

- 2014(H26)年 ・都市再生特別措置法 改正
（立地適正化計画制度創設、コンパクト+ネットワークの推進）
- 2017(H29)年 ・都市緑地法等の一部改正
（農地を「都市にあるべきもの」と規定、生産緑地法改正（特定生産緑地制度））
- 2020(R2)年 ・新型コロナウイルス
・都市再生特別措置法 改正（防災指針追加、水災害に対する対応）
- 2021(R3)年 ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正
（水災害に関する対策推進）

5. 見直しの視点



これらの視点をもとに中間見直しを実施します。

「自然災害」に対応したまちづくりについては、立地適正化計画においても検討

自然災害に対応したまちづくり（東大阪市 立地適正化計画 防災指針）

■立地適正化計画に「防災指針」の追加

近年、頻発化・激甚化する自然災害の内、特に* 水災害に対応したまちづくりを進めるため、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の中に、災害リスクを踏まえた課題を抽出した上で、都市の防災に関する機能を確保するための「* 防災指針」を定めるとともに、「防災指針に基づく具体的な取組み」を位置付けることと規定されました。

水災害：水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害を指します。

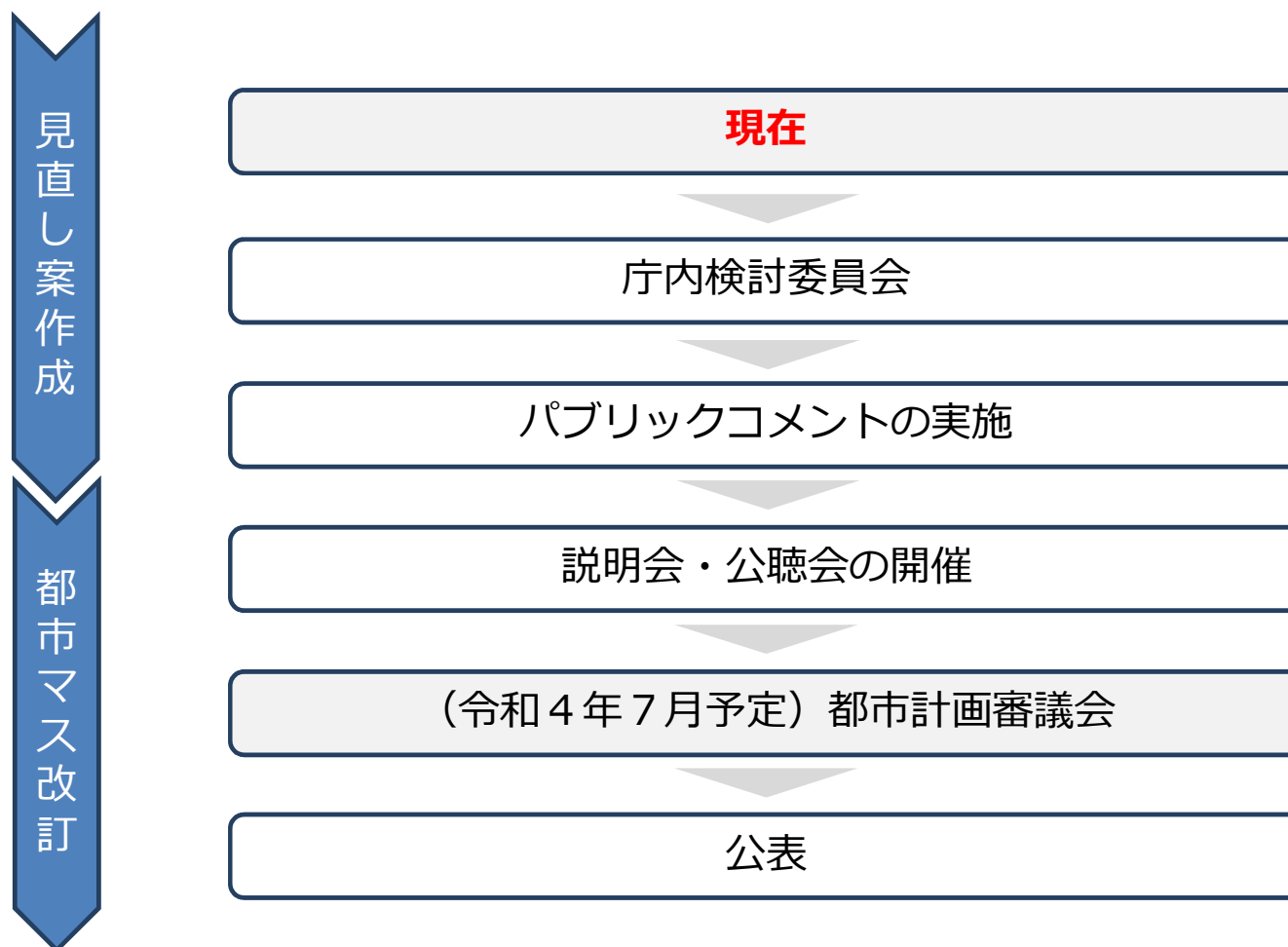
防災指針：「居住誘導区域内にあっては住宅の、都市機能誘導区域内にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」を指します。（都市再生特別措置法第81条第2項第5号に規定）

■本市のハザードと居住誘導区域

■ハザード	対象エリア	居住誘導区域内のハザード
①災害危険区域	市域東側	存在しない
②土砂災害特別警戒区域		
③急傾斜地崩壊危険区域		
④土砂災害警戒区域		
⑤土石流危険渓流及び被害想定区域		
⑥浸水被害（内水・外水）	市域全域	存在する

○防災指針を作成するにあたっては、①水害を踏まえた居住誘導区域の設定方法、②居住誘導区域内の防災に対するまちづくりの方向性、③防災に対する取組みなどの検討を進めていきます。

6. 今後のスケジュール



立地適正化計画の見直しについても同様のスケジュールで進める予定です。